

和歌山県知事の資産等の公開について

「政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する条例」に基づき、知事は、資産等報告書などの作成が義務付けられています。

これらの報告書は、どなたでも閲覧することができます。

【概要】

○閲覧場所 県庁本館2階 情報公開コーナー

○閲覧時間 9:00～17:45（土日、祝日及び年末年始を除く）

○報告書の種類

（1）資産等報告書

任期の開始日現在の資産等を記載したもの。

（2）資産等補充報告書

毎年12月31日現在、新たに有することとなった資産等を記載したもの。該当のない場合は提出不要

（3）所得等報告書

毎年1年間（1月1日～12月31日）の所得金額等を記載したもの。

（4）関連会社等報告書

毎年4月1日現在、報酬を得て役員等に就いている会社等を記載したもの。該当のない場合は提出不要